

議会議員の定数及び任期の取扱いに係る特例の選択肢及び適用概要

区分	合併特例法を適用しない場合 (原則)	定数に関する特例を適用する場合 (合併特例法第8条)	在任に関する特例を適用する場合 (合併特例法第9条)
議会の議員の身分	小林市議会議員は引き続き身分を有する。 野尻町議会議員は合併の日の前日をもって全て失職する。	小林市議会議員は引き続き身分を有する。 野尻町議会議員は合併の日の前日をもって全て失職する。 ただし、野尻町を区域とした選挙区を設け、人口に応じた定数(野尻町5人)の増員選挙を行う。	小林市議会議員は引き続き身分を有する。 野尻町議会議員は、小林市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、合併後の小林市議会議員として在任することができる。
特例による議員の任期	/	平成23年4月30日まで (小林市議会議員の残任期間に相当する期間[合併特例法第8条第2項])	平成23年4月30日まで (小林市議会議員の残任期間に相当する期間[合併特例法第9条第1項第2号])
特例による議員の数	/	野尻町5人 【野尻町】 (野尻町の人口8,670人÷小林市の人口41,150人×小林市議会の定数24人=5.05人 5人) この場合、合併後の小林市議会の定数は29人となる。 (24人+5人=29人) 平成17年国勢調査人口 小林市41,150人、野尻町8,670人(計49,820人) 地方自治法第91条による合併後の市の上限定数は26人	野尻町10人 この場合、合併後の小林市議会議員の定数は34人となる。 (24人+10人=34人) 地方自治法第91条の定数を超える場合も、当該数をもって合併後の小林市議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員が全てなくなったときは、その定数は第91条の規定に至るまで減少する。
選挙期日	原則として、選挙は行わない。	当該条例施行日から5日以内に市議会議長から市選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。(公職選挙法第111条第3項) 当該条例施行日とあるのは、合併の日とする。(合併特例法第8条第4項) 市議会議員の増員選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行う。(公職選挙法第34条第1項)	選挙は行わない。

の特例を適用する場合、合併協議会の協議により、合併後最初に行われる一般選挙においても、の定数特例を適用することができる。

関係法令

公職選挙法

(地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等)

第34条 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙(第114条の規定による選挙を含む。)又は増員選挙若しくは第116条の規定による一般選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行う。

地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

(1) 人口2千未満の町村 12人

(2) 人口2千以上5千未満の町村 14人

(3) 人口5千以上1万未満の町村 18人

(4) 人口1万以上2万未満の町村 22人

(5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

(6) 人口5万以上10万未満の市 30人

(7) 人口10万以上20万未満の市 34人

(8) 人口20万以上30万未満の市 38人

(9) 人口30万以上50万未満の市 46人

(10) 人口50万以上90万未満の市 56人

(11) 人口90万以上の市 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあっては、96人)

3～10 略

市町村の合併の特例等に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

第 8 条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第 9 1 条第 2 項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の 2 倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、地方自治法第 9 1 条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口 (同法第 2 5 4 条に規定する人口によるものとする。第 1 6 条第 2 項を除き、以下同じ。) を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数 (以下この項において「旧定数」という。) に乗じて得た数 (0 . 5 人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0 . 5 人以上 1 人未満の端数があるときはその端数は 1 人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が 0 . 5 人未満のときも 1 人とする。) の合計数を旧定数に加えた数 (以下この条及び次条第 1 項において「編入合併特例定数」という。) をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第 5 項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第 9 1 条の規定による定数に復帰するものとする。

- 3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第8条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第5項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（同法第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。）の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは、「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第8条第6項において準用する同条第3項」とする。
- 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経

るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第9条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 第1項又は前項において準用する前条第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

協議第19号

合併協定書（案）について

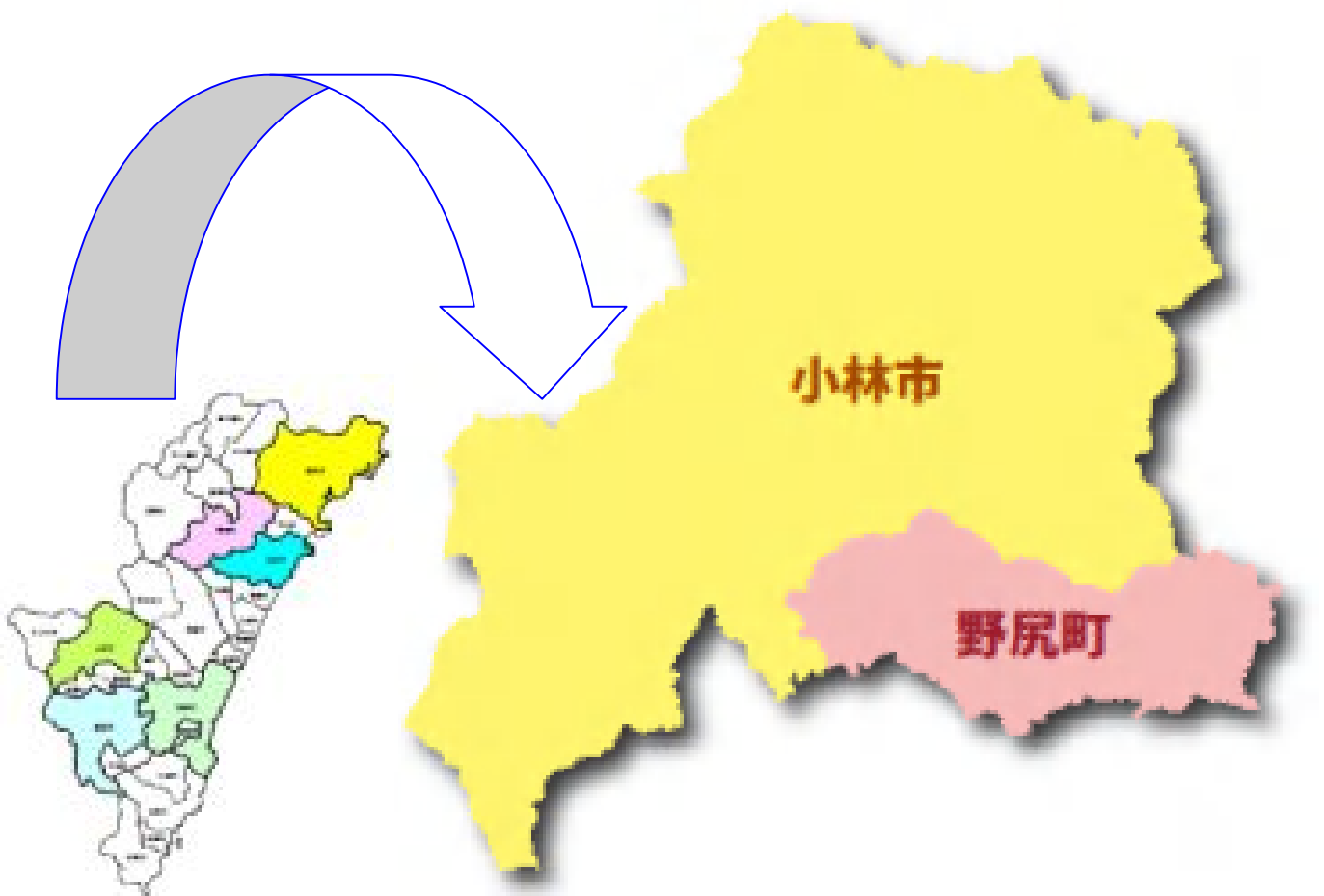
合併協定書（案）について、別添のとおり提案する。

平成21年 1月 8日提出

平成21年 1月 8日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

小林市・野尻町 合併協定調印式



日 時：平成21年1月21日（水）午後2時30分から

場 所：小林市文化会館 小ホール

小林市・野尻町合併協議会

合併協定調印式次第

時 間 午後 2 時 3 0 分から
場 所 小林市文化会館 小ホール

1 . 開 会

2 . 合併協定調印に至る経過報告

3 . 合併協定調印

小林市長 堀 泰一郎
野尻町長 長瀬 道大

立会人 小林市議会議長 中屋敷 慶次 様
野尻町議会議長 淵上 貞継 様

特別立会人 宮崎県知事 東国原 英夫 様

4 . 主催者あいさつ

小林市長 堀 泰一郎（小林市・野尻町合併協議会会長）

野尻町長 長瀬 道大（小林市・野尻町合併協議会副会長）

5 . 来賓紹介

6 . 来賓祝辞

宮崎県知事 東国原 英夫 様

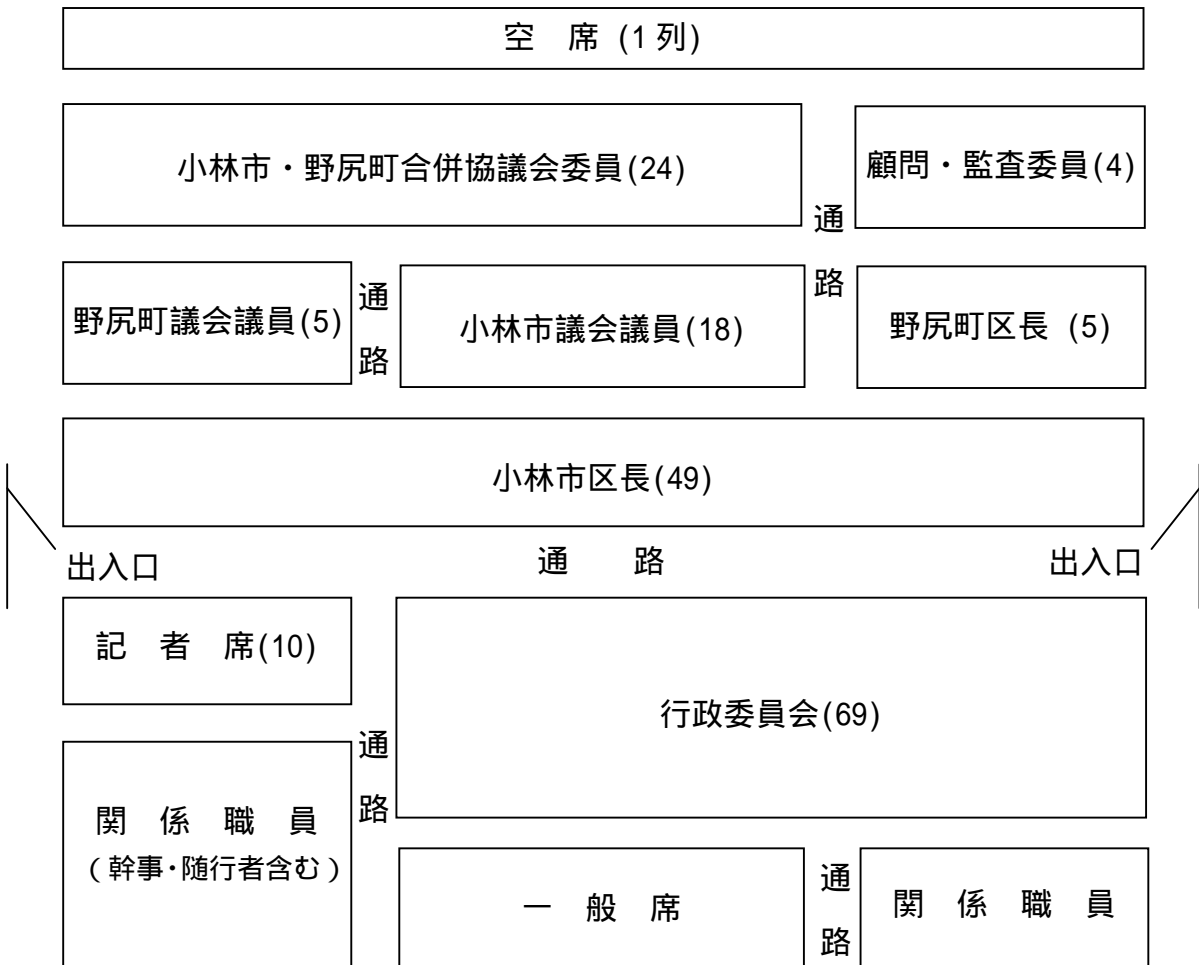
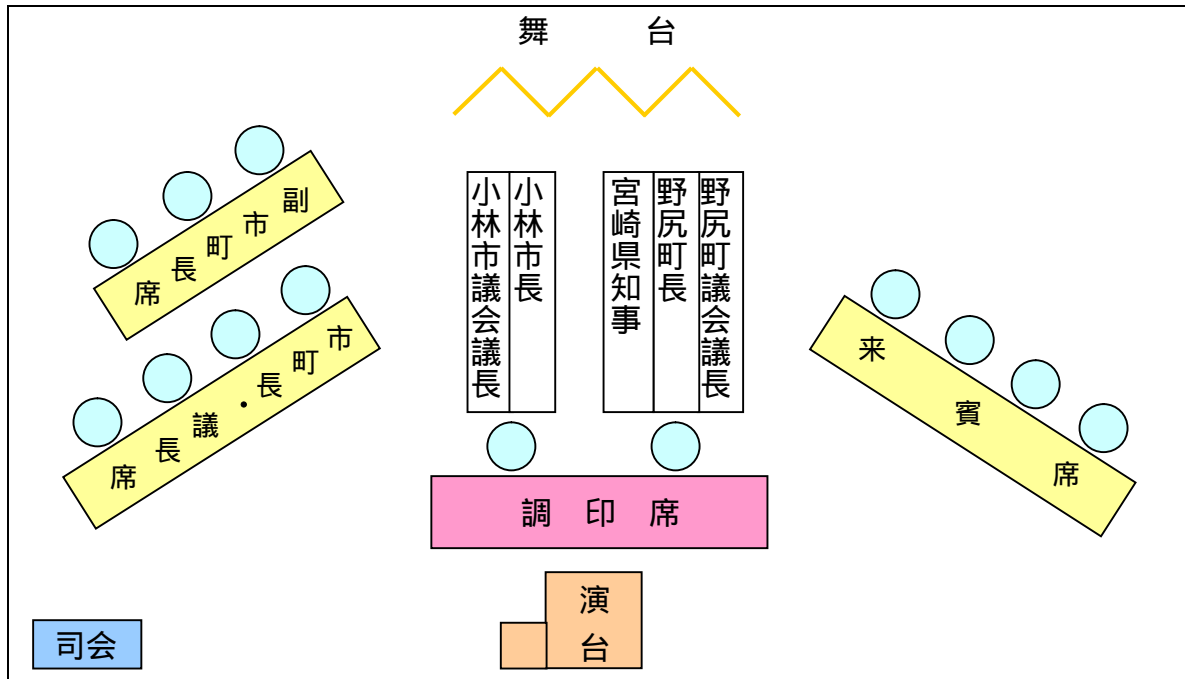
7 . 閉 会

合併協定調印に至る経過報告

期 日	経 過 内 容
平成 20 年 11 月 10 日	野尻町長から小林市長に合併協議会設置を申入れ
11 月 12 日	合併協議会設立準備委員会
11 月 18 日～20 日	野尻町住民説明会（4会場）
11 月 21 日～27 日	小林市住民説明会（6会場）
11 月 25 日	合併協議会設置に関する確認書調印式 1市1町の枠組みで新たに協議会を設立することで合意
12 月 1 日	両市町議会で合併協議会設置議案を可決 小林市・野尻町合併協議会を設置
12 月 3 日	宮崎県に小林市・野尻町合併協議会の設置を届出
12 月 6 日	第1回首長会・幹事会合同会議
12 月 13 日	野尻町において市町村合併講演会を開催
12 月 14 日	第1回協議会（協議会規約、規程、事業計画、予算、合併方式、合併期日、新市の名称、新市の事務所の位置等を確認）
12 月 16 日	第2回首長会・幹事会合同会議
12 月 24 日	第2回協議会（前協議会で確認済みの協定項目、保健・医療（医療）、新市基本計画（素案）を確認）
平成 21 年 1 月 6 日	第3回首長会・幹事会合同会議
1 月 8 日	第3回協議会（合併協定書内容、廃置分合関連議案等の確認） ・43の協定項目のすべてを確認し協議を終了
1 月 21 日	合併協定調印式

合併協定調印式 座席図

小林市文化会館 小ホール



確認事項

小林市・野尻町合併協議会合併協定調印式について

日 時：平成21年1月21日（水） 午後2時30分～

場 所：小林市文化会館小ホール

第4回小林市・野尻町合併協議会開催について

日 時：平成21年3月26日（木） 午後1時30分～

場 所：野尻町農村環境改善センターホール